

～解体処理施設を活用した焼却処分～

(取組主体名) 蔵王町

(所在地) 宮城県刈田郡蔵王町

■ 町のプロフィール

蔵王町(ざおうまち)は昭和30年、宮村と円田村が合併して誕生。蔵王連峰の東麓、宮城県の南西部に位置し、町域の約6割が山林・原野、町の中央を松川が貫流。蔵王連峰に連なる高原地帯には貴重な野鳥などが生息する自然の宝庫。

町の東部は良好な水田地帯、丘陵地を利用した果樹栽培も県下一の生産量。また高原育ちの新鮮な牛乳から作られるチーズなどの乳製品は、品質の良さから全国的に人気。

観光面でも県内有数の名湯遠刈田温泉を有し毎年多くの観光客が訪れている。



蔵王町

1. 取組のきっかけ

- 蔵王町では、平成23年度以降イノシシの生息域が急速に県南部地域から北に拡大、当町の農作物被害が重大なものとなるとともに(H22: 2,080千円、H26: 6,559千円)、有害捕獲によるイノシシの捕獲頭数が激増(H22: 18頭、H26: 153頭)、これにより発生するイノシシの処分方法については、解体処理後に焼却及び現地埋設により対応していた。
- 蔵王町を含む仙南圏域の2市7町では、捕獲した有害鳥獣の動物残さの処分については、広域行政事務組合に委託している。しかし、同組合にはイノシシ1体をそのまま焼却処分できる施設ではなく、同組合の焼却施設の処理能力内の大きさに解体する必要がある。
- 東京電力福島第1原子力発電所事故の影響により、宮城県内で捕獲したイノシシについては、国より出荷制限の指示を受け、食用に活用することは困難な状況であるとともに、鳥獣被害対策実施隊員の高齢化により、現地埋設による処分は限界に達するものと見込まれ、施設設備が整備された解体処理施設建設の確立が喫緊の課題となった。

2. 取組の内容と特徴

- 設置場所周辺住民への説明と合意
解体場については、一般に迷惑施設として考えられており、設置場所の選定、施設の形状及び管理方法等について、地元住民と十分な対話を行った。この対話を通じ住民から出された意見及び要望を反映し事業内容を決定した。(目立たない場所、一見して解体場とわからない建物形状及び入口の向き、注意を引かないゴミ搬出方法など)
- 解体場の処理能力: 1日600kg
- 解体場の概要: H27.3.17完成、H27.4.1から運用開始
- 事業期間: H26.10.17~H27.3.17
- 敷地面積: 609㎡、建築面積: 68.32㎡(敷地は町有地)
- 事業費: 16,719千円(内交付額: 7,534千円)
- 年間稼働コスト(H28予算): 672千円
- 蔵王町鳥獣被害対策実施隊: 5隊、31人



蔵王町有害鳥獣解体場

3. 課題と今後の展望

- 現在、解体処理した野生獣類の肉については焼却処分しているが、将来において野生獣類の肉が放射能濃度が低下した場合、ジビエ等、食用での活用を検討したい。

有害鳥獣解体処理施設利用フローチャート

有害鳥獣捕獲

- ・ 有害鳥獣捕獲
- ・ 止め刺し（捕獲場所）
- ・ 放血（捕獲場所）
- ・ 解体処理施設へ搬入



解体場施設

- ・ 有害鳥獣搬入
- ・ 洗浄(水洗い)・解体処理
- ・ 冷凍庫に一時保管
【廃棄物（動物残さ）】
- ・ 施設内清掃



焼却施設へ運搬

冷凍保管庫から町指定ゴミ
収集業者が直接搬出し、焼
却施設へ運搬

